建築後退等の採納申請時に必要な書類・図面等リスト

提 出 物	提出数	説 明 事 項
① 私道寄附採納申出書	1部	・市の指定様式。
② 登記原因証明情報 兼 土地登記承諾書	1部	・市の指定様式。
		・実印(申請人欄、余白右上に捨印)を押印し、誤字・脱字の無い様お願いします。
③ 印鑑証明書	1部	・極力最新のもの。コピーは不可。
		※顔写真付の公的身分証明書があれば、即時変更登録できてしまうため。
④ 資格証明書(法人の登記簿謄本等)	1部	・法人が寄附採納する場合のみ添付。
⑤ 案内図	1部	・住宅地図等で採納箇所を朱線(赤線)で明示し、位置がわかる様にして下さい。
⑥ 全部事項証明書 (土地)		・⑥は所有権以外の権利設定がないもの。
⑦ 公図	各1部	• 極力最新のもの。オンライン版やコピーも可とする。ただし不鮮明なものは不可。
⑧ 地積測量図		・オンライン版の図面類は出力時に縮尺補正(余白内調整)される場合がありますので注意
		して下さい。
⑨ 境界確定図	2部	・XY座標により点間距離等が計算できるもので、採納用地および道路境界線がわかるもの。
		・道路境界点は採納用地から1点先まで、対向はその範囲が収まるよう境界点をおさえること。
		• 採納用地にはコンクリート杭等境界標を埋設し境界を明示、図面には杭種を明記すること。
		• 道路中心からの後退距離等後退の考え方及び後退後の道路幅員を明記すること。
		・会社名または事務所名を明記し会社印等を押印すること。

【申請の前にしていただくこと、承知してもらいたいこと】

- ■建築後退により通行支障となってしまう工作物(電柱や植栽など)がある場合は、事前協議をお願いします。
- ■後退用地内の支障となる工作物等(植栽、水道メーターの枡、電柱など)は事前の撤去をお願いします。
- ■後退用地に民地の土砂が流出してしまう場合には簡易土留等の設置工事をお願いします。
- ■法律の一部改正により「法人番号」のみで登記申請は足りることとなりましたが、本市では「法人番号」をオンラインで確認することができません。従前どおり "添付、にご協力をお願いします。